

# 令和5年度 札幌市立豊平小学校 いじめ防止基本方針

## はじめに

「いじめは、どの学校でも、どの学級でも、どの児童にも起こりうる」という基本認識に立ち、本校の児童が、楽しく豊かな学校生活を送ることができる、いじめのない学校を作るために、「豊平小学校いじめ防止基本方針」を策定した。

本校における「いじめ防止のための基本的な姿勢」を以下に示す。

- 学校、学級内にいじめを許さない雰囲気を作る。
- 児童、教職員の人権感覚を高める。
- 児童と児童、児童と教員をはじめとする校内における温かな人間関係を築く。
- いじめを早期に発見し、適切な指導を行い、いじめ問題を早期に解決する。
- いじめ問題について、保護者・地域そして関係機関との連携を深める。

## 1. 「いじめ」とは

「いじめ」とは、本校に在籍している児童に対して、本校に在籍している等の一定の人的関係にある他の児童が行う、心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、いじめを受けた児童が心身の苦痛を感じているものである。

（いじめ防止対策推進法第2条より）

学校では、「いじめ」を訴えてきた児童の立場に立ち、この「いじめ」の定義に関わらず、その訴えを真摯に受け止め、児童を守るという立場に立って事実関係を確かめ、対応にあたる。

成長の途上にある児童は、生の人間関係の葛藤の中で、自己への認識や他者理解を深めるのであり、自らの意志によって問題を克服できるように支援し社会性を培っていくことが、学校や家庭に求められているという認識に立って、「いじめ」と「人間関係のトラブル」を明確に区別する。

「いじめ」とは人間関係の中で優位に立つ者から低位の者が攻撃や圧迫を、一方的・継続的に受け、苦痛を感じている状況ととらえ、人間関係全体を心情や事実認識を整理しながら継続的・構造的に把握しながら認定していく。

## 2. いじめを未然に防止するために

### 【児童に対して】

- ・児童一人一人が認められ、お互いを大切にし合い、学級の一員として自覚できるような自己肯定感や自己有用感が育まれる学級づくりを行う。
- ・学級のルールを守るといった規範意識の醸成に努める。
- ・分かる・できる・楽しい授業を行い、児童に基礎・基本の定着を図るとともに、学習に対する達成感・成就感を育てる。
- ・思いやりの心や児童一人一人がかけがいのない存在であるといった、命の大切さを道徳の学習や学級指導を通して育む。
- ・スクールカウンセラーによる『理解教育授業』を全学級で行い、互いのよさや可能性を認め合える仲間づくりを目指していく。

- ・「いじめは決して許されないこと」という認識を児童がもつよう、様々な活動の中で指導する。
- ・見て見ぬふりをするのは「いじめ」をしていることにつながることや、「いじめ」を見たら先生方や友達に知らせたり、やめさせたりすることの大切さを指導する。また、その際に知らせることは決して悪いことではなく必要なことであることも併せて指導する。

### 【教職員として】

- ・子ども一人一人が「自分が大切にされている」と実感できる学校づくりを目指す。
- ・児童一人一人が、自分の居場所を感じられるような学級経営に努め、児童との信頼関係を深める。
- ・児童が自己実現を図れるように、子どもが生きる授業を日々行うことに努める。
- ・児童の思いやりの心や命の大切さを育む道徳教育や学級指導の充実を図る。
- ・「いじめは決して許されない」という姿勢をさまざまな活動を通して児童に示す。
- ・児童一人一人の変化に気付く、鋭敏な感覚をもつように努める。
- ・児童や保護者からの話を親身になって聞く姿勢を持つ。
- ・「いじめ」の構造やいじめ問題の対処等「いじめ問題」についての理解を深める。特に、自己の人権感覚を磨き、自己の言動を振り返るようにする。
- ・問題を抱え込まないで、管理職への報告や同僚への協力を求める意識をもつ。

### 【学校全体として】

- ・全教育活動を通して、「いじめは絶対に許されない」という土壌をつくる。
- ・いじめに関するアンケート調査を年2回実施し、結果から教育的予防と早期発見、早期対応を教職員全体の共通認識のもとに行う。
- ・「いじめ問題」に関する校内研修を行い、「いじめ」について本校教職員の理解と実践力を深める。
- ・校長が「いじめ問題」に関する講話を全校朝会で行い、学校として「いじめは全体に許されない」ということと、「いじめ」に気付いた時には、すぐに担任をはじめ周りの大人に知らせることの大切さを児童に伝える。
- ・「いじめ問題」に関する児童会としての取組を行う。
- ・いつでも、誰にでも相談できる体制の充実を図る。

### 【保護者・地域に対して】

- ・「いじめ」は保護者が第一義的な責任を負うことや、このことから児童が発するサインに気付いたら、学校に相談することの大切さを伝える。
- ・「いじめ問題」の解決には、学校、家庭、地域の連携を深めることが大切であることを学校便り等で伝え、理解と協力をお願いする。

## 3. 「いじめ」の早期発見・早期対応について

### 【早期発見にむけて…「変化に気付く」】

- ・児童の様子を、担任をはじめとする多くの職員で見守り、気付いたことを共有する場を設けるなど学校として組織的に対応する。⇒職員集会等の場で、児童に関する定期的な情報共有を図り、「全教職員が全校児童の担任である」という共通認識のもと、組織的に児童の指導にあたる。
- ・様子に変化が感じられる児童には、職員は積極的に声掛けを行い、児童に安心感をもたせる。
- ・アンケート調査等を活用し、児童の人間関係や学校生活等の悩みの把握に努め、ともに解決していこうとする姿勢を示して、児童との信頼関係を深める。
- ・アンケート調査の結果を、いじめ問題対応委員会で情報共有をし、組織としての対策を講じる。

### 【相談ができる…「誰にでも」】

・いじめに限らず、困ったことや悩んでいることがあれば、誰にでも相談できることや相談することの大切さを見  
童に伝えていく。

⇒スクールカウンセラーの存在を見童に周知し、気軽に相談できる体制を整える。

- ・いじめられている見童や保護者からの訴えは親身になって聞き、見童の悩みや苦しみを受け止め、見童を支え、  
いじめから守る姿勢をもって対応することを伝える。
- ・いじめられている見童が自信や存在感を感じられるような励ましを行う。
- ・いじめに関する相談を受けた教職員は、管理職に報告するとともに、いじめ問題対応委員会を通して校内で  
情報を共有するようにする。

### 【早期の解決を…】

- ・教職員が気付いた、あるいは見童や保護者から相談があった「いじめ」について、事実関係を早期に把握す  
る。その際、被害者、加害者といった二者関係だけではなく、構造的に問題を捉える。
- ・事実関係を把握する際には、学校として組織的な体制のもとに行う。
- ・いじめている見童に対しては、「いじめは絶対に許されない」という姿勢で臨み、まずはいじめることをすぐに止  
めさせる。
- ・いじめることが、相手を深く傷つけ、苦しめているということに気付かせるような指導を行う。
- ・いじめを行ってしまう気持ちを聞き、その見童の心の安定を図る指導を行う。
- ・事実関係を正確に当該の保護者に伝え、学校での指導、家庭での指導や対応の仕方について、学校と連携  
し合っていくことを伝えていく。
- ・解消したと思われる場合でも、継続した見守りや支援により、再発防止に努めるとともに、いじめ等の情報を  
進級・進学・転校時に確実に引き継ぐ。

## 4. 校内体制について

---

- ・「いじめ問題対応委員会」を設置する。構成は、校長、教頭、特別支援教育コーディネーター、教務主任、保健  
主事、該当学年担任、養護教諭、スクールカウンセラー、(巡回相談員)とする。
- ・役割として、本校におけるいじめ防止等の取組に関することや、相談内容の把握、見童や保護者へのいじめ防  
止の啓発等に関するものを行う。
- ・いじめの相談があった場合には、当該学年主任、担任を加え、事実関係の把握、関係見童や保護者への対応  
等について協議して行う。なお、いじめに関する情報については、見童の個人情報の取り扱いを考慮しながら、  
本校の教職員が共有するようにする。

## 5. 教育委員会をはじめ関係機関との連携について

---

- ・いじめの重大な事態発生時の対応等については、法に則して、札幌市教育委員会に指導、助言を求めて、学  
校として組織的に動く。
- ・見童の命や安全を守ることを最優先に、いじめが犯罪行為に相当し得ると考えられる場合には、学校として、  
警察への相談・通報を行い、適切な援助を求める場合がある。
- ・地域全体で、「いじめは絶対に許さない」という認識を広めることが大切であるということから、PTAや地域の  
会合等で、いじめ問題など健全育成についての話し合いを奨めることを願う。

【フローチャート】

